

小牧市 飼い主のいない猫の去勢避妊手術費補助金

小牧市では、飼い主のいない猫による地域での問題を減らすため、去勢避妊手術費用の一部を補助しています。

(手術前に申込書の提出が必要です。)

【対象者】 市内に生息する飼い主のいない猫を一時的に保護し、動物病院にて去勢又は避妊手術を受けさせる市内在住の方

【対象経費】 飼い主のいない猫の去勢避妊手術に要した費用

【補助金額】 去勢 6,000円、避妊 10,000円 (上限額)

【申請期限】 当該年度末日(土日祝日の場合、その前の最後の平日)

※この日までに手術及び補助金交付申請書の提出が完了しなかった場合、補助金の交付はできません。

【申請方法】 飼い主のいない猫を動物病院へ持ち込む前(手術実施前)に、補助金交付申込書に必要書類を添付のうえ、環境対策課までご持参ください。

※申請の際は、裏面をよくご確認ください。

※予算の範囲内で先着順の受付となります。

※申請書類等に不備があった場合は、補助金の交付ができないことがあります。

※ご不明な点は、下記連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】

小牧市役所 環境対策課 (本庁舎2階)

電話 0568-76-1136 (直通)

FAX 0568-72-2340

e-mail kankyou@city.komaki.lg.jp



補助金交付申請手続き(概要)

(1) 補助金交付申込

○動物病院にて手術を行う前に、補助金交付申込書に手術を申請する猫の写真（特徴と保護場所が分かるもの）を添えて環境対策課の窓口まで提出。

※申請者と世帯を別にする2名の署名が必要。

※免許証等の本人確認書類を提示すること。

(2) 交付内定通知

○申込書審査後、市から申請者へ補助金交付内定通知書、補助金交付申請書様式を郵送します。

(3) 動物病院との事前打ち合わせ

○交付内定通知後、手術を予約。

- ・飼い主がいない猫であること、猫の耳の先端をV字形にカットすることを動物病院に伝える。

(4) 猫の保護・手術の実施

○交付内定日から60日以内か当該年度末日（土日祝日の場合、その前の最後の平日）のいずれか早い日までに、猫を保護し動物病院に連れて行く。

○申請書様式を動物病院に渡し、性別確認欄への署名又は捺印を依頼。

○手術を実施。**この期間内に手術を行えない場合、当該申請は無効になります。**

○動物病院に手術費用を支払い、領収書（去勢避妊手術と耳カットに要した費用が分かるもの）と申請書様式（獣医師の署名又は捺印入り）を受け取る。

(5) 補助金交付申請

○手術日から30日以内か当該年度末日（土日祝日の場合、その前の最後の平日）のいずれか早い日までに、補助金交付申請書に領収書（写しでも可）と手術後の猫の全身と耳カットが分かる写真を添付し、市へ提出。

(6) 補助金交付決定通知

○申請書を審査し、市より申請者に、補助金交付決定通知書、請求書様式を郵送します。

(7) 補助金の請求

○補助金交付決定通知後30日以内に、請求書を市に提出。

(8) 補助金の交付

○補助金は、市より申請者の銀行口座に振り込みます。